

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月10日、同年12月20日、20年8月11日、同年12月20日、21年8月10日及び同年12月22日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、19年8月10日は38万6,000円、同年12月20日は38万3,000円、20年8月11日は34万9,000円、同年12月20日は36万4,000円、21年8月10日は31万9,000円、同年12月22日は31万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成22年8月10日及び同年12月20日に係る標準賞与額31万9,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年8月10日及び同年12月20日はそれぞれ31万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年8月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年8月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年8月
⑧ 平成22年12月

申立期間にA社より支給された賞与から厚生年金保険料が控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。

賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、

厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①から⑥までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑦及び⑧については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人が提出した賞与明細書によると、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 38 万 6,000 円、申立期間②は 38 万 3,000 円、申立期間③は 34 万 9,000 円、申立期間④は 36 万 4,000 円、申立期間⑤は 31 万 9,000 円、申立期間⑥は 31 万 2,000 円に訂正することが必要である。

また、申立期間①から⑥までに係る賞与の支給日については、事業主の回答から、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 20 日、20 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、21 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑦及び⑧については、申立人が提出した賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額 31 万 9,000 円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間⑦及び⑧の標準賞与額をそれぞれ 31 万 9,000 円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑦及び⑧に係る賞与の支給日については、事業主の回答から、平成 22 年 8 月 10 日及び同年 12 月 20 日とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで
A社B工場から同社のC工場へ転勤した昭和36年9月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人と同日付けで異動したとする元同僚の証言、及び当該元同僚に係るA社の従業員名簿に「36年10月1日C工場赴任」と記載されていることから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和36年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで
A社B工場から同社のC工場へ転勤した昭和36年9月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人と同日付けで異動したとする元同僚の証言、及び当該元同僚に係るA社の従業員名簿に「36年10月1日C工場赴任」と記載されていることから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和36年10月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月30日から44年1月1日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社から同社B営業所に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し(A社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記元同僚が昭和44年1月に申立人と一緒にA社B営業所に転勤したと証言していることから判断して、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 1 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 製作所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年 10 月 31 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月 7 日から 20 年 10 月 31 日まで
② 昭和 21 年 1 月から同年 5 月まで

申立期間①については、C 学校を卒業後、A 社に入社し、B 製作所に勤務した。D に従事していたが、昭和 20 年 4 月の空襲で事業所が被害を受けた。

その後、現役兵として軍隊に入隊したが、除隊後まで会社に籍があった。

また、申立期間②については、E に戻ってきてから、知人の紹介により F 社に勤務した。

申立期間①及び②の事業所では、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人は、A 社 B 製作所において、昭和 19 年 1 月 7 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、厚生労働省の記録によると、G 社会保険出張所（当時）は昭和 20 年 * 月 * 日の H 大空襲により被災し、厚生年金保険の記録台帳の相当数を焼失し、完全には復元できなかつたとされていることから、当該事業所に係る記録にも欠落が生じていると考えられるところ、E 県 I 事務局が保管している申立人の人事記録の履歴欄には、「昭和 19 年 1 月 6 日 A 勤務、昭和 20 年 10 月 30 日退職」と記載されており、同事務局 J 係では、「申立人の採用当ても、採用前の前歴については何らかの方法で確認していたと思

われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、E県が発行した軍歴証明書により、申立人は、昭和20年6月5日にK隊に入営し、同年9月10日に帰休除隊となった旨記録されていることが確認できることから、元同僚は、召集期間中も厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間当時の当該事業所は、徴集又は召集中の従業員について、引き続き従業員として使用関係を継続させるとともに、被保険者資格も継続させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B製作所における申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年1月7日、資格喪失日は20年10月31日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、E県I事務局が保管している申立人の人事記録の「学歴及び経歴」欄には、「昭和22年2月1日F社勤務、昭和22年7月30日退職」と記載されていることから、申立期間とは異なるものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社は厚生年金保険適用事業所であった記録が確認できない上、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除の状況等について確認することができない。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月31日から同年2月1日まで

昭和50年2月にA社へ入社後、56年2月1日付けで親会社であるB社へ間を空けずに転籍したが、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年1月31日とされており、同年1月が被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び回答書並びに雇用保険の記録により、申立人がA社及び親会社であるB社に継続して勤務し（昭和56年2月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間は申請免除期間として記録されている。

申立期間について免除の申請手続きをした覚えは無く、国民年金保険料は定期的に納付していた。

申立期間が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の申請免除手続きを行ったことは無く、定期的に保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時においては国民年金の現年度保険料の取扱いを行っていなかったAを納付場所の一つに挙げ、その後記憶違いであったと訂正するなど、申立人の申立期間に係る保険料納付に関する記憶は明確ではない。

また、申請免除は申請に基づき行われるものであるところ、B町の国民年金被保険者名簿によると、5年度にわたる申立期間は申請免除と記録されていることから、5回の申請免除手続きが行われたと考えられるが、当該申請免除について、免除申請が無いにもかかわらず、行政側が国民年金保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を通じて同一の手帳記号番号で管理されているところ、申立期間は二つの市町村にまたがっており、複数の行政機関が続けて国民年金保険料の申請免除及び収納に係る事務処理を誤るということも考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年12月までの期間及び44年1月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年12月まで
② 昭和44年1月から50年12月まで

私が21歳の時、A市役所の年金担当の人が自宅に訪れ、国民年金への加入を勧められた。その場で父親が保険料を支払い、年金手帳をもらった。

その後、父親が私の保険料を支払い続けており、私が48歳の時に父親から、「あともう少しで年金を30年間払ったことになる。」と聞いているので、申立期間が未加入期間及び未納期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が21歳の時に、父親が私の国民年金の加入手続をし、その後、父親が私の国民年金保険料を支払い続けていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の加入時期から判断して、昭和53年2月頃にA市において払い出されたものであり、申立人は、国民年金の加入時に被保険者資格を44年1月5日まで遡って取得したことが推認でき、その資格取得時点において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は、既に他界しており、申立人自身も、申立期間①及び②に係る保険料の納付方法、納付金額等を具体的に記憶しておらず、申立期間①及び②の保険料納付の状況も不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 11 月 17 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 8 月 15 日まで

申立期間はA県B局に勤務していた期間であり、部署の変更はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

国の記録では申立期間の被保険者記録が確認できないということだが、納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B局は申立人の在籍期間を確認できる人事記録等の資料は保存期限経過により保管していないと回答している上、元同僚は申立人の具体的な勤務期間を記憶していないため、申立期間①、②及び③における申立人の勤務の状況を確認することができない。

また、申立期間②及び③について、A県本庁各部局では、県人事委員会が定める規程にのっとり非常勤職員を任用していたところ、「日々雇用である非常勤の職への6月を越える任用について（39人委第129号人事委員会委員長通知）」によると、申立期間当時、常勤的な非常勤職員については、「6、1、5方式」という任用方法が採られ、最初の任用期間は6か月未満、任用期間終了後1か月以上経過した者については、1回に限り、5か月を越えない期間の任用を行うことができるとしていた上、複数の元同僚は、「非常勤職員については、6か月以上の雇用とならないよう採用を調整していた。」と証言していることから、A県本庁各部局では、非常勤職員の任用については中断期間を設けていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同様に、A県B局C部D課において中断期間を挟んで複数の被保険者期間を有する元同僚は、「厚生年金の被保険者期間と勤務期間は一致している。」と証言しているところ、当該者から提出された当該複数の被保険者期間に係る失業保険の離職票のうち、中断期間前の被保険者期間に係る離職票の離職理由には、「雇用期間満了」と記載されていることから申立期間当時の同D課は「6、1、5方式」による任用を行っていたことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A組合に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和52年9月30日となっているが、同日まで勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合は、申立人が申立期間において同組合に在籍していた旨の在籍証明書を発行している上、同組合に係る昭和 52 年分のものとみられる給与所得の源泉徴収票において、申立人の退職日は「9月30日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は、昭和 52 年 9 月 29 日とされている上、同組合は上記在籍証明書について、「関係資料が保存されておらず、資料に基づいて在籍期間を証明したものではない。」と回答していることから、申立人の同組合の退職日を特定できない。

また、上記源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」は、申立人が同組合において被保険者となっていた期間（3か月）の標準報酬月額に基づく健康保険及び厚生年金保険の保険料額並びに上記源泉徴収票の「支払金額」から算出した雇用保険の保険料額の合計とほぼ一致している。

さらに、同組合は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないとしており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社B工場に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 43 年 3 月 31 日となっているが、同日まで勤務したはずであるから、同年 3 月についても被保険者期間とされるべきである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人の入社年月日は昭和 42 年 4 月 1 日、退社年月日は 43 年 3 月 30 日と記載されていることが確認できるとともに、同社は、「当該資料の退職日から、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、42 年 4 月から 43 年 2 月までの 11 か月が正しいと考える。」と回答している。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は昭和 43 年 3 月 31 日と記録されており、これはオンライン記録と一致している上、当該記録が訂正された形跡も見当たらない。

加えて、当該事業所は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないとしており、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。